

### 特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 スーパーセンターウオロク新津店

所在地 新潟市秋葉区新津5163-3外89筆

設置者 株式会社ウオロクほか4者

2 意見の概要

県の意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、新潟市経済・国際部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業企画課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年1月3日まで